

かすみがうら市地域ポイント事業について

1 事業の目的

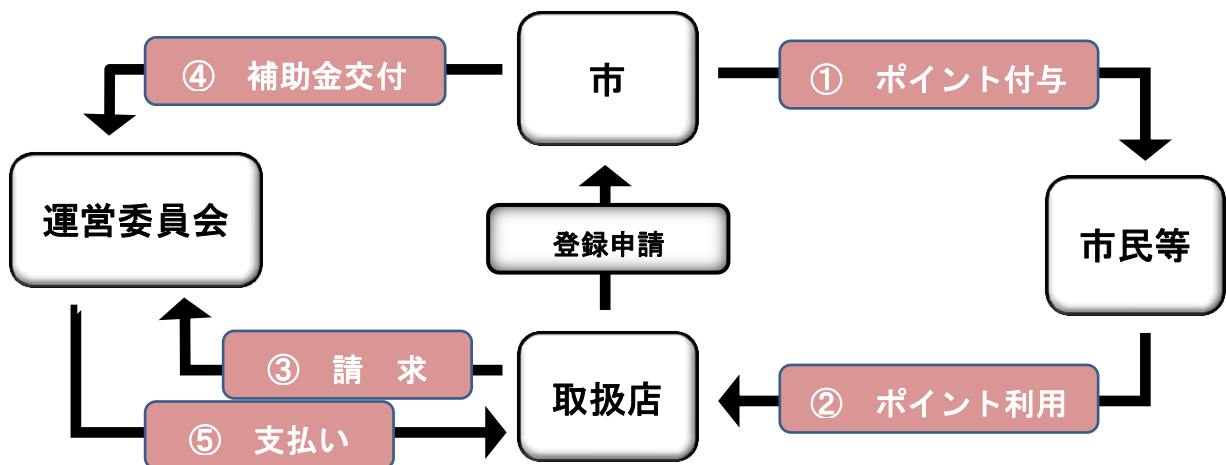
かすみがうら市が実施する各種事業等の連携によって、定住人口・交流人口の増加及び消費喚起による市内経済の活性化に寄与することを目的とします。

2 事業の概要

○事業の名称 かすみがうら市地域ポイント事業

○地域ポイント 地域ポイントは、スマートフォン又はタブレット端末の専用アプリケーション（以下「専用アプリ」という。）を使用することにより取り扱います。地域ポイントの付与、利用、取扱店の請求については、専用アプリでポイントの移行を行います。

【地域ポイント事業イメージ】



- ① 市が実施する事業のうち、地域ポイントの対象とする事業に参加した市民等に、専用アプリを介して一定のポイントが付与します。
- ② ①により地域ポイントが付与された者が、地域ポイント取扱店として登録された店舗・事業所等において、商品等の対価を支払う際に地域ポイントを利用することができます。専用アプリを介して取扱店へ地域ポイントを移行することで、当該対価から移行したポイント数に応じた金額の値引きを受けることができます。利用できるポイント数は1ポイント単位とし、1ポイントを1円として取扱います。
- ③ 取扱店は、運営委員会に専用アプリを介した所定の手続きによりポイントを移行することで、地域ポイントの請求をします。
- ④ 市は運営委員会に対し補助金を交付します。
- ⑤ 運営委員会は、取扱店から請求された地域ポイントを金額に換算し、取扱店に支払います。